

広島県に測量・建設コンサルタント等業務 の入札参加資格を希望される方への注意事項

広島県土木建築局建設産業課

1 申請に必要な資格について

次の各号に該当する者は、入札参加資格審査を申請することはできません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 「測量」分野を希望業務とする者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者
- ウ 「建築関係建設コンサルタント」分野のうち「建築一般」部門を希望業務とする者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていない者
- エ 「その他」分野のうち「不動産鑑定」部門を希望業務とする者で、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けていない者
- オ 直近2年間において、資格審査を申請する希望業務分野（測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務及びその他）について、業務を行った実績（年間平均実績高の記載）のない者
- カ 資格審査の申請を行うときに、広島県税の滞納がある者
- キ 資格審査の申請において重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった者（ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は広島県の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から24か月を経過している者を除く。）
- ク 次のaからcまでに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く。）
 - a 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
 - b 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - c 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ケ 申請しようとする希望業務の部門について、申請日時点において、既に令和7・8年度の入札参加資格の認定を受けている者
- コ 申請しようとする希望業務の部門について、令和7・8年度に入札参加資格の取消しを受けた者または取下げを行った者

- ※1 建設業者等指名除外要綱等により広島県の指名除外等の期間中である方も申請を行うことはできますが、資格認定を受けた場合も指名除外等の効力は継続します。
- ※2 会社更生法による更正手続又は民事再生法による再生手続の手続中の方も申請を行うことはできますが、資格認定をしたときに営業不振による指名除外を行う場合があります。
- ※3 営業不振による指名除外を解除するためには、測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格再認定取扱要領により再認定を受ける必要があります。（詳細は建設産業課にお問い合わせください。）

2 別途提出が必要な書類について

次頁に定める書類等については、「資格審査受付システム」(以下「システム」という。)による電子申請を行った際の最後に発行される**受付票**とともに、郵送又は持参していただく必要があります。申請後、速やかにご提出ください。ただし、最終の提出期限は、令和8年9月15日(火)です。

以下の書類を、広島県に提出してください。

提出された書類はお返ししません。提出時には十分注意してください。

なお、広島県以外にも申請先自治体(市・町)がある場合は、それぞれの申請先自治体(市・町)が定める書類をそれぞれの申請先自治体(市・町)へ提出する必要があります。

広島県への書類の提出先：〒730-8511 広島市中区基町 10-52
広島県土木建築局建設産業課入札制度グループ

番号	提出書類等	申請者		注意事項等
		県内 業者	県外 業者	
1	送信完了 兼 受付票	○	○	- 電子申請の最後の送信完了画面において印刷できる紙です。提出書類の表紙として一番上に添付してください。 - 広島県内に営業所等がないなどのため、広島県に納税義務のない場合には、「次の自治体の県税又は市町税については、納税義務がありません。」にチェックを入れ、「広島県」を○で囲んでください。
2	国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号その3、その3の2、その3の3のいずれかによる納税証明書(消費税及び地方消費税に係るもの)又はその写し	○	○	- 申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 - 納税証明書は、納税地を所轄する税務署で発行され、原則即時交付されます。(他の税務署では発行されません。) 広島国税局では、納税証明書の税務署への請求方法を、原則 e-Tax (WEB版) を使用したオンライン請求としています。 オンライン請求の方法については以下の通りです。 ①電子証明書と e-Tax の ID を使用することで PDF 形式の電子納税証明書を取得する方法 電子入札に使用する電子証明書を使用することで請求でき、来署することなくデータで取得した電子納税証明書をデータのまま添付または印刷(何枚でも可)して書面にて使用することが可能です。 電子納税証明書(PDF形式) オンライン請求簡易マニュアル(PC版) ※入札参加資格申請時に電子添付が可能です。 ②電子証明書を使用せず e-Tax の ID を使用して事前に請求することで来署予定日に書面形式の納税証明書を取得する方法 e-Tax の ID と暗証番号(法人または申請される代理人の方の)のみを使用することで請求でき、指定した来署予定日に待ち時間を短縮して受け取ることが可能です。 納税証明書(書面形式) オンライン請求簡易マニュアル(PC版) 納税証明書(書面形式) オンライン請求簡易マニュアル(スマホ版) ※入札参加資格申請時には書面による提出が必要です。 - 納税証明書は、証明手数料として交付請求に400円(e-Taxで交付請求の場合370円)が必要です。 - 納税証明書(電子納税証明書も含む)についての問合せは、最寄りの税務署にしてください。 国税庁のページ(納税証明書の交付請求手続) http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm を参照してください。

3	法人…直前1年の事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」 個人…直前1年の事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」	○	○	・「8」の現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、省略可。 ・資格審査申請書等を提出する日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了していない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表を提出。
4	法人……登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し	○	○	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「8」の現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、省略可。
5	健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入状況を確認できる書類の写し（社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く）	○	○	・健康保険及び厚生年金保険 保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届、その他健康保険及び厚生年金保険への加入が確認できる書類（年金事務所の収受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの） ・雇用保険 概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、測量及び建設コンサルタント等業務に従事する職員全員分）、その他雇用保険への加入が確認できる書類（労働局の収受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの）
6	申出書【様式第1号】	△	△	・社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合のみ提出。
7	測量業者登録証明書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書、司法書士登録証明書の写し	△	△	・それぞれの登録を受けており、システムの『希望業務入力』画面の「27 法令等の登録等の有無と登録等を受けている事業一覧」の欄にそれぞれ入力した場合に必要。 ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。
8	建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書の副本の写し	△	△	・土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務について、それぞれ国土交通大臣の定めた登録規程による登録業者であり、システムの『希望業務入力』画面の「27 法令等の登録等の有無と登録等を受けている事業一覧」の欄にそれぞれ入力した場合に必要。 ・この現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、希望業務実績調書、「3」の財務諸表等及び「4」の登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写しについては省略可。ただし、希望業務実績調書については現況報告書に記載以外の分野のものは省略できないため、別途作成。
9	ISO9001の認証取得を示す登録証及び附属書の写し	△	△	・広島県内の登録簿上の本店、営業所、事業所等が認証を受けており、システムの『申請内容入力』画面の「15 ISO9001取得有無」の欄で「あり」を選択した場合に必要。
10	CPD内訳書【様式第2号】	△	△	「11」～「13」の書類のいずれかを提出する場合に必要
11	測量系CPD協議会の測量CPD制度における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について測量系CPD協議会が証する書面（協議会様式4（団体用））の写し	△	△	・学習単位を取得した技術者を<u>広島県内</u>の営業所等に有している者のみ提出。 ・証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類（健康保険証等）を添付してください。 ・前年度及び前々年度…令和7年4月に申請する場合、R5.4.1～R6.3.31

12	建築ＣＰＤ運営会議の建築ＣＰＤ（継続能力／職能開発）情報提供制度における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の認定時間数について、建築ＣＰＤ運営会議が証する書面（建築ＣＰＤ運営会議様式３－３）の写し	△	△	・学習時間を認定された技術者を<u>広島県内の</u>営業所等に有している者のみ提出。 ・証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類（健康保険証等）を添付してください。 ・前年度及び前々年度…令和７年４月に申請する場合、R5.4.1～R6.3.31
13	建設系ＣＰＤ協議会加盟団体の継続教育制度（ＣＰＤ）における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について当該団体が証する書面の写し	△	△	・学習単位を取得した技術者を<u>広島県内の</u>営業所等に有している者のみ提出。 ・広島県の様式指定はありません。建設系ＣＰＤ協議会に加盟する団体から、必要事項（氏名、期間、学習単位数）を確認できる証明書の交付を受け、提出してください。 ・証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類（健康保険証等）を添付してください。 ・前年度及び前々年度…令和７年４月に申請する場合、R5.4.1～R6.3.31
14	障害者雇用義務のある者：障害者雇用状況報告書（障害者雇用率2.7%以上であること）の写し 雇用義務のない者：障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し	△		・<u>県内業者のみ</u>が対象。（県外業者が県内の営業所で障害者を雇用していても、対象外。） 注
15	消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し	△		・<u>県内業者のみ</u>が対象。（県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。） ・申請日の３か月前の日以降に発行されたもの。 ・「消防団協力事業所表示制度認定証明依頼書兼証明書」により、認定した各市町担当課が発行した証明書を提出。
16	協力雇用主登録証明書の写し	△		・<u>県内業者のみ</u>が対象。（県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。） ・申請日の３か月前の日以降に発行されたもの。 ・「協力雇用主登録証明書交付申請書兼証明書」により、広島保護観察所（TEL082-221-4651）が発行した証明書を提出。 ・証明書発行の申請方法は、郵送のみです。（窓口での申請不可）交付申請書に必ず返信用封筒（宛先記入・切手貼付）を同封し、次の宛先まで郵送により申請してください。 〒730-0012 広島市中区上八丁堀２－３１ 広島法務総合庁舎内 広島保護観察所 処遇部門 宛
17	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し	△		・<u>県内業者のみ</u>が対象。（県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。） ・申請日の３か月前の日以降に発行されたもの。 ・証明書の発行については、公益財団法人暴力追放広島県民会議（TEL082-511-0110）にお問い合わせください。

（※ ○印は、提出が必須なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。）

(注意点)

注 「14」 障害者の雇用状況について

雇用義務の有無を確認のうえ、下の要件を満たす場合のみ入力し、必要書類を提出してください。

雇用義務の有無	要件	提出書類（県に提出）
・障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率（2.7%）を達成した者	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し
・障害者を雇用する義務のない者	・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者	・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類（①②両方必要、ともに写しで可） ①本人の身体障害者手帳、療育手帳 又は精神障害者保険福祉手帳 ②本人の健康保険証等

※ 広島県への提出書類の綴じ方について

綴じ方については、特に指定しません。（ホチキス・ひも等でばらけないように綴じてください。）
ファイルで綴じる必要はありません。

3 入札参加資格の通知等

(1) 入札参加資格の通知

入札参加資格を認定したときは、申請者に電子メールにて通知します。

(2) 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、資格審査の申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和7年度及び令和8年度において再び入札参加資格の申請をすることができません。また、令和9年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格の申請及び認定を受けることができません。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和7年度及び令和8年度中に広島県が発注する委託業務において再委託を受けることはできません。また、令和9年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、広島県が発注する業務において再委託を受けることはできません。

(3) 入札参加資格の有効期間

この入札参加資格が認定された日から令和9年5月31日までです。ただし、この資格は、有効期間以降においてもその年度における資格が認定されるまでは、有効とします。

なお、有効期間内であっても、1のイ～エの登録の取消し等により登録が無くなった場合は、当該部門の入札参加資格は失効します。

(4) 入札参加資格者名簿

入札参加資格の認定を行った場合は、測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿を作成し、建設工事入札契約情報閲覧所及び広島県の調達情報ホームページに公表します。

4 特例的に書面により申請書を提出する必要がある場合

申請は、原則として電子申請により行いますが、合併等により入札参加資格を承継する場合など、随時の認定を行う必要がある手続きについては、書面による申請書を提出する必要があります。

この場合は、当該手続きに必要な書類と合わせて入札参加資格審査申請書等を、それぞれの手続きに係る要領等の定めに従って窓口に提出してください。

なお、この場合の申請書の様式は広島県の調達情報のホームページ(<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>)からダウンロードしてください。

手続き	根拠
入札参加資格の承継	競争入札参加資格承継承認取扱要領
入札参加資格の再認定	測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格再認定取扱要領
公募型プロポーザル等への参加	次の要領に基づく手続き開始の公示等 ・公募方式による建設コンサルタント等の選定・特定実施要領 ・公募型建築プロポーザル方式・設計競技方式実施要領

※ 上記の他、随時の認定が必要な場合で、要綱等で書面による入札参加資格審査申請書の提出を求める場合は、同様に取り扱います。

※ 書面による入札参加資格審査申請書の提出を求める場合は、通常の入札参加資格申請の提出書類に加え、「広島県の県税について未納がないことを県税事務所長が称した書面（写し不可）」を添付する必要があります。

5 その他

申請日時点で令和7・8年度の入札参加資格の認定を受けている者で、業務の追加申請を行う者については、入札参加資格者名簿にかかる事項に変更がある場合には、申請前に変更手続きをとる必要があります。

詳しくは広島県の調達情報のホームページ(<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>)を参照してください。